（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十　［略］

2　［略］

3　法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4　［略］

［条を削る。］

第六十一条の二～第六十一条の六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第九条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条―第八条）	第一章　総則（第一条―第十条の三）
第二編　財務諸表	第二章　貸借対照表
第一章　総則（第八条の二―第十条の三）	第一節　総則（第十一条―第十三条）
第二章　貸借対照表	第二節　資産
第一節　総則（第十一条―第十三条）	第一目　総則（第十四条）
第二節　資産	第二目　流動資産（第十五条―第二十一条）
第一目　総則（第十四条）	第三目　固定資産（第二十二条―第三十五条）
第二目　流動資産（第十五条―第二十一条）	第四目　繰延資産（第三十六条―第三十八条）
第三目　固定資産（第二十二条―第三十五条）	第五目　雑則（第三十九条―第四十四条）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十　［同上］

2　［同上］

3　法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4　［同上］

（継続開示書類を提出しない発行者について既決定がある場合の按分額）

第六十一条の二　法第百八十五条の七第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第四項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

第六十一条の三～第六十一条の六の二　［同上］